

(平成30年1月1日以降用)
「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(一般措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの制度の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この制度の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

制度の適用に係る会社の名称： _____ 贈与者氏名： _____

受贈者(制度適用者)

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
贈 与 者	(1) (2)の場合以外の場合ですか。	はい	/	—	
	贈与前のい ずれかの日	① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下 同じです。)を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款 の写しなど
	贈与の直 前(注1)	② 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議 決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定 款の写し、戸籍の謄本 又は抄本など
		③ 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者(会社の後 継者となる者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有 していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定 款の写し、戸籍の謄本 又は抄本など
	贈与の時	その会社の代表権を有していますか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定 款の写しなど
	(2) その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7第1項、 第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定(以下「一般措置」 といいます。)の適用を受けている者等が、その会社の非上場株式等を贈与 により取得する場合ですか。	はい	/	○ 株式等納税猶予税額 の計算書(贈与税)など	
	贈与の時	その会社の代表権を有していますか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定 款の写しなど
後 継 者 (受 贈 者)	贈与の時	① その会社の非上場株式等の取得は、経営贈与承継期間の末日 までに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与による取得 ですか(注4)。 ※ その会社の非上場株式等について既に一般措置の適用を 受けている場合等には、①の要件の確認が必要となります。	はい	いいえ	○ 認定書の写し、株式 等納税猶予税額の計算 書(贈与税)など
		② 20歳以上ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍の謄本又は抄本
		③ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款 の写しなど
		④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議 決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定 款の写し、戸籍の謄本 又は抄本など
		⑤ 後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの 議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定 款の写し、戸籍の謄本 又は抄本など
	贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定 款の写しなど
	贈与の時から 申告期限まで	○ 対象受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注5)	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額 の計算書(贈与税)な ど
	申 告 期 限 ま で	○ その会社の非上場株式等について、租税特別措置法第70条の 7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1 項の規定の適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○ 特例株式等納税猶予 税額の計算書(贈与税) など

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
会社 贈与の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注6)	はい	いいえ	○ 認定書の写し
	② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
	③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
	④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注7)	はい	いいえ	
	⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。 また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注8)	はい	いいえ	
	⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、制度の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注9)・(注10)	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
	⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注11)	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
	⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注12)	はい	いいえ	○ 損益計算書など
	⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
	⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など

- (注) 1 代表権を有していた贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。
- 4 「経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(1) 後継者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- 5 「対象受贈非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 7 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 8 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する会社をいいます。
- 9 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 10 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限り、
- 11 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 12 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

(平成30年1月1日以降用)

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(一般措置)の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この制度の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

制度の適用に係る会社の名称:

贈与者氏名:

受贈者等(制度適用者)

住所

氏名

電話 ()

関 与 税 理 士	所 在 地		
	氏 名		電 話

	提出書類	チェック欄
1	この制度の適用を受ける旨、制度の適用を受ける非上場株式等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類(「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」に必要な事項を記載してください。)	<input type="checkbox"/>
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りません。)	<input type="checkbox"/>
3	贈与の時ににおける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	円滑化省令第7条第10項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限りません。)の写し及び円滑化省令第7条第2項(同条第4項において準用する場合を含みます。)の申請書の写し(租税特別措置法第70条の7第2項第3号イからトまでに掲げる要件の全てを満たす者が2人以上ある場合には、会社が定めた1人の者の記載があるものに限りません。)	<input type="checkbox"/>
5	会社が租税特別措置法第70条の7第2項第5号イに規定する外国会社又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する法人の株式等を有する場合には、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>

(注) 1 担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

- この制度の適用に係る贈与者から贈与を受けた非上場株式等について相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」及びその添付書類の提出が別途必要となります。なお、当該贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前に「相続時精算課税選択届出書」を提出している場合には、再度提出する必要はありません。

(参考) 相続時精算課税の適用要件

- 贈与者・・・その年の1月1日において60歳以上である者
- 受贈者・・・その年の1月1日において20歳以上である者で、贈与を受けた日の現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫